（参考様式１）

令和　　年　　月　　日

　広島県農林水産局長　様

証明者（生産者）

（住所）

（氏名）

販　売　証　明　書

販売した養殖生産物について、次のとおり証明します。

|  |  |
| --- | --- |
| 養殖生産物の名称 | 活カキ（殻付き） |
| 生産海域（※①） | 広島湾西部海域（　　）  　広島湾北部海域（　　）  　広島湾中部海域（　　）  　広島湾南部海域（　　）  　呉湾海域　　　（　　）  　広湾海域　　　（　　）  　三津湾海域　　（　　）  　広島県東部海域（　　） |
| 区画漁業権の免許番号（※②） | 区第　　　号 |
| 水揚日（採取日） | 年　　月　　日 |
| 数量 | ｋｇ |
| 備考 |  |

※①　該当する採取海域１カ所について○をつけてください。複数ある場合は別葉としてください。

※②　輸出可能な生産海域は、衛生管理プログラム第３で指定された区画漁業権の漁場区域に限られるため、水揚げした漁場の漁業権番号を記載すること。

（参考様式２）

令和　　年　　月　　日

　広島県農林水産局長　様

回収責任者

　　　　　　 （担当部署、担当者名）

活カキ自主回収に係る計画書（例）

今般、　　　　　　　　　（申請者名を記載）が申請した衛生証明書に関し、輸出した活カキが、シンガポールの動物衛生、食品衛生等に関する法令に違反した旨の連絡をシンガポール政府から受けるなど、活カキに問題が発生した場合、　　　　　　　　　（回収主体の輸出業者名を記載）は速やかに自主回収を行こととし、回収に要する費用は　　　　　　　　　　（費用を負担する主体を記載）が負担します。

また、当社は、生産から現地輸入者までの活カキ流通事業者に対し、販売記録等を１年間保管する等の管理をし、かつ回収時の協力を要請しておく等、自主回収にかかる体制を整備します。

回収に係る連絡体制は次のとおりとし、広島県担当者との連絡窓口は日本語で対応することといたします。

回収の際の連絡フロー図

|  |
| --- |
|  |